

議第一号

徳島県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岸本泰治
川端正義
三木正亨
庄野昌彦
岡田理絵
竹内資浩
岡本富治
重清佳之
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則
徳島県議会議規則 昭和五十四年徳島県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

| | |
|-----------------------------|--------|
| 第十章 秘密会 第九十六条・第九十七条) | 第十章 公聴 |
| 第十一章 辞職及び資格の決定 第九十八条―第一百二条) | 第十一章 秘 |
| 第十二章 紀律 第一百三―第九条) | 第十二章 辞 |
| 第十三章 懲罰 第一百―第一百六条) | 第十三章 紀 |
| 第十四章 会議録 第一百七―第二十条) | 第十四章 懲 |
| 第十五章 協議又は調整を行うための場 第二百一条) | 第十五章 会 |
| 第十六章 議員の派遣 第二百二条) | 第十六章 協 |
| 第十七章 補則 第二百三条) | 第十七章 議 |
| | 第十八章 補 |

会及び参考人 第九十六条―第一百二条)
密会 第一百三・第一百四)
職及び資格の決定 第一百五―第九条)
律 第一百―第一百六条)
罰 第一百七―第二十三条)
議録 第二百―第二十七条)
議又は調整を行うための場 第二百八条)
員の派遣 第二百九条)
則 第三十条)

に改める。

第十七条中 第十五条の二」を 第十五条の三」に改める。
第七十三条第二項中 第九条の二第四項」を 第九条第三項」に改める。

第二百三条を第三十条とする。

第十七章を第十八章とする。

第二百二条を第十六章中第二百九条とする。

第十六章を第十七章とする。

第二百一条を第十五章中第二百八条とする。

第十五章を第十六章とする。

第十四章中第二百条を第二百七条とし、第一百七条から第十九条までを七条ずつ

繰り下げる。

第十四章を第十五章とする。

第十三章中第一百六条を第二百三条とし、百一条から第十五条までを七条ずつ

繰り下げる。

百十条第二項中 第九十七条」を 百四条」に改め、同条を百七条とする。

第十三章を第十四章とする。

第十二章中第九条を百六条とし、百六条から百八条までを七条ずつ繰り下げ

る。

百五条中 えり巻」を 襟巻」に、 かさ」を 傘」に改め、同条を百十二条とし、
百四条を百一条とし、百三条を百十条とする。

第十二章を第十三章とする。

十一章中百二条を百九条とし、第九十八条から百一条までを七条ずつ繰り下げ

る。

十一章を十二章とする。

十章中第九十七条を百四条とし、第九十六条を百三条とする。

十章を十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公聴会及び参考人

公聴会開催の手続

第九十六条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

意見を述べようとする者の申出)

第九十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

公述人の決定)

第九十八条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

公述人の発言)

第九十九条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

議員と公述人の質疑)

第一百条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

代理人又は文書による意見の陳述)

第一百一条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

参考人)

第一百二条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第九十九条（公述人の発言）、第一百条（議員と公述人の質疑）及び第一百一条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

別表中「第一百二十一条関係）」を「第一百二十八条関係）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十三条第二項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

議第二号

徳島県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岸本泰治
川端正義
三木正義
庄野昌彦

岡田理絵
竹内資浩
岡本富治
重清佳之
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例 昭和三十四年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「常任委員の任期)」に改め、同条第二項中 第六条第二項」を第六条第三項」に改める。

第四条の見出し中 設置」を 設置等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間に任ずる。

第六条第五項中 第三項の規定」を 第四項の規定」に改め、「第三項」の下にの規定」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第七条第四項中 前条第二項」を 前条第三項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律 平成二十四年法律第七十二号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、特別委員の任期を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岡田理絵
岸本泰治
竹内資浩
川端正義
岡本富治
三木正亨
重清佳之
庄野昌彦
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
徳島県政務調査費の交付に関する条例 平成十三年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県政務活動費の交付に関する条例

第一条中 及び第十五項」を から第十六項まで」に改め、「議員」という。)の下に の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員」を加え、「政務調査費」を 政務活動費」に改める。

第二条を次のように改める。

政務活動費を充てることができ経費の範囲)

第二条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動 以下 政務活動」という。)に要する経費であつて別表に掲げるものに充てることができるものとする。

2 議長は、政務活動費について、前項に規定する経費に係る詳細な基準、各種の手続等に関する指針を別に定めるものとする。

3 議員は、政務活動費を第一項の規定及び前項の指針に従い使用しなければならない。
第七条を削る。

第六条 見出しを含む。)中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第七条とする。

第五条 見出しを含む。)中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第六条とする。

第四条中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第五条とする。

第三条 見出しを含む。)中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

政務活動費の交付対象)

第三条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

第八条第一項中 政務調査費」を 政務活動費」に、 政務調査活動」を 政務活動」に改め、同条第三項中 政務調査費」を 政務活動費」に、 前条第一項の使途基準」を 第二条第一項の規定」に改める。

第九条の見出しを 「透明性の確保)」に改め、同条中 「政務調査費の適正な運用を期すため」を削り、 行う」の下に 等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努める」を加える。

第十条 見出しを含む。)及び第十二条中 政務調査費」を 政務活動費」に改める。
附則の次に次の別表を加える。

別表 政務活動に要する経費（第2条関係）

| 項 目 | 内 容 |
|----------|--|
| 調査研究費 | 議員が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費 |
| 研 修 費 | 1 議員が行う研修会，講演会等（共同開催の場合を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広聴広報費 | 議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 |
| 要請陳情等活動費 | 議員が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費 |
| 会 議 費 | 1 議員が行う各種会議，住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 資料作成費 | 議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 |
| 資料購入費 | 議員が行う活動のために必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経費 |
| 事 務 所 費 | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 事 務 費 | 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 |
| 人 件 費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |

附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に改正前の徳島県政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第四号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岡田理絵
岸本泰治
竹内資浩
川端正義
岡本富治
三木正亨
重清佳之
庄野昌彦
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例 平成十六年徳島県条例第三十三号)の
一部を次のように改正する。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を 平成二十五年四月一
日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの間の議
長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この
条例案を提出する理由である。

議第五号

徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

竹内資浩 杉本直樹 岸本泰治 児島勝勝 喜多宏思 檜本孝思 寺井正 藤田正 藤田正 有持元 木南征 元南征 岡木章 岡田章 中田俊 来代正 森田正 白木春 長池文 黒川征 大西章 岡本富治 川端正義 西沢貴朗 岡佑樹 笠井国利 丸若祐二 藤田元治 有持元 木南征 元南征 岡木章 岡田章 中田俊 来代正 森田正 白木春 長池文 黒川征 大西章

徳島県議会議長

檜本

孝殿

徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例
目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって実効性の高い基本計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

定義)

第二条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画

議会の議決等)

第三条 知事その他の執行機関 以下「知事等」という。)は、基本計画の策定又は変更次に掲げる事項に係るものに限る、その内容が軽微であるものを除く。(以下同じ。)
をするに当たっては、次に掲げる事項 変更の場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。)について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画の推進に係る基本構想に関すること。
 - 二 基本計画の計画期間に関すること。
 - 三 基本計画の実施に関し必要な政策及び施策のうち重要なものに関すること。
- 2 知事等は、基本計画の廃止 基本計画の計画期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。
)をするに当たっては、その旨について、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事等は、第一項の議決を経て基本計画の策定又は変更をしたときは当該基本計画を、前項の議決を経て基本計画の廃止をしたときはその旨を、速やかに公表するものとする。

立案の過程における報告等)

第四条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案の過程において、基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告するとともに、公表し、県民等の意見が基本計画に反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 知事等は、基本計画の廃止をしようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告するものとする。

知事等への意見)

第五条 議会は、県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の変更又は廃止が必要と認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に策定される基本計画について適用する。ただし、当該基本計画のうち同日以後最初に招集される定例会において第三条第一項の規定による議決を経ようとするものについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

経過措置)

3 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、いけるよ！徳島・行動計画は第二条第一号に掲げる基本計画と、次に掲げる計画は同条第二号に掲げる基本計画とみなして、第三条及び第四条の規定 策定に係る部分を除く。(並びに第五条第二項の規定を適用する。

一 徳島県男女共同参画基本計画 第二次)

二 徳島県教育振興計画

徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)

4 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例 昭和五十四年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

基づき」の下に 「別に定めるもののほか」を加える。

提案理由

地方自治法第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって実効性の高い基本計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第6号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年12月18日

提出者 文教厚生委員長 大西章英

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

いわゆる人材確保法は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教育職員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教育職員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教育職員の資質能力に負うところが大きく、学校現場に優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

また、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に義務教育の機会均等とその維持向上を図り、地域間における教育格差が生じないようにするためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

さらに、学級編制基準においては、平成23年度の法改正により、小学校第1学年の35人以下学級の実現が図られたものの、小学校第2学年における対応は、過配措置で行うとされたところである。

いじめをはじめとする喫緊の教育課題に対応し、きめ細やかな教育を推進していくためには、教職員定数の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 人材確保法の趣旨を尊重し、優れた教職員を確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇改善を図ること。
- 2 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、必要な財政的支援を行い、地域間の格差を生じさせないこと。
- 3 今日的な教育課題に対応するため、公立義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 7 号

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 24 年 12 月 18 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 樫 本 孝 殿

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書

森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるCO₂排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

現在、本県では10年後の県産材生産・消費量倍増を目指す「次世代林業プロジェクト」に取り組んでおり、間伐をはじめとする森林整備や県産材の利用促進などの森林吸収源対策を強力に進めているところである。

今後も、こうした森林整備等の森林吸収源対策を積極的に推進するためには、安定的な財源を確保する仕組みが不可欠である。

よって、国においては、2013年度予算編成において、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付け、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。
 - 2 上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など木材の利用によるCO₂排出抑制対策への支援を充実すること。
 - 3 森林吸収源対策を積極的に進める地方の財源を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
国家戦略担当大臣
林野庁長官
内閣官房長官
協力要望先
県選出国會議員

議第 8 号

中小企業金融円滑化法の失効期限の延長措置等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 24 年 12 月 18 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 樫 本 孝 殿

中小企業金融円滑化法の失効期限の延長措置等を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、世界経済の低迷等を背景として、長引くデフレ経済による低価格競争や長期化する円高、原油・資材価格の高騰等により、厳しい経営状況が続いている。

このような中、中小企業等の申し出により、金融機関に条件変更や返済猶予など負担の軽減に応じる努力義務が課された中小企業金融円滑化法が施行された。その後の期限が延長され、30万～40万社の企業が利用していると言われていたが、平成25年3月31日で失効となる。

同法の終了により、資金繰りが苦しい企業に深刻な影響を与え、特に中小企業の経営悪化や雇用の喪失、さらには国内産業の空洞化が予測される。

国は、同法の期限の失効を視野に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定し、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮や企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化等の取り組みを行うこととしている。

しかしながら、金融機関による中小企業の経営改善等に係る着実な支援が確保されないと、同法の失効による中小企業の不安は払拭されない。

よって、国においては、厳しい経営環境におかれる中小企業を継続して支援するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 厳しい環境にある中小企業の資金繰りを支援するため、中小企業金融円滑化法の失効期限を一定期間延長すること。
- 2 金融機関による中小企業への経営改善等の支援が着実に実施できる体制を整備すること。
- 3 中小企業の経営の維持・安定を図るため、長期化する円高に対応した新たな支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣

内閣府特命担当大臣（金融）

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出国会議員

議第9号

「全国防災対策費」等の確実な確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年12月18日

提出者 全議員

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

「全国防災対策費」等の確実な確保を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、各都道府県では、大規模な地震・津波の発生に備え、「防災・減災対策」の推進に全力で取り組んでいるところである。

本県においても、本年8月29日、国により発表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」により、甚大な被害を受けることが明らかになったことから、これまで以上に強い危機感を持ち、さらなる対策の加速化が喫緊の課題となっている。

こうした中、復興予算の一部が被災地以外で使われていることが問題視され、『「全国防災対策費」を含む復興予算は被災地のみ限定すべき』との議論がなされたことを受け、国において、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」が示されたが、復興予算は被災地以外の事業では、河川の津波遡上対策、海岸堤防や防波堤の耐震対策、学校耐震化などに限定されるとともに、予算の計上に当たっては厳しい絞り込みを行うこととしている。

被災地の日も早い復興に対する思いは、我々も同じであるが、その一方、「南海トラフの巨大地震」など、切迫する巨大地震・津波に対する対策は「待ったなし」であり、また、西日本全体が地震の活動期に入ったと言われる中、生命や財産が失われてから予算を投じるのではなく、地震を迎え撃つための「災害予防」の観点から対策を講じていくことが不可欠である。

よって、国においては、来年度予算、さらには今後予定されている補正予算等において、国民の命を守る「防災・減災対策」を着実に推進するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 「全国防災対策費」を含む防災関連の公共事業予算については、東日本大震災を教訓に、「防災」だけでなく、新たに「減災」の視点を加えて、緊急に実施している地震津波対策を加速するため、必要額をしっかりと確保するとともに、地方負担の軽減を図るための財政措置を行うこと。
 - 2 「全国防災対策費」を含む防災関連の公共事業予算の執行にあたっては、東日本大震災被災地の復興を支える地域の防災力を高め、しっかりとした支援体制を整備するためにも、切迫する「南海トラフの巨大地震」などで甚大な被害が予想される地域に重点的な予算配分を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災)
協 力 要 望 先
県 選 出 国 会 議 員